

様式第4のイ (第4条、第5条関係)

① 製造所
~~一般取扱所~~ 構造設備明細書

事業の概要		② 医薬品製造					
危険物の取扱作業の内容		③ 薬剤原料となるものを攪拌し反応をさせ製造する。					
製造所（一般取扱所）の敷地面積		④ 10,000 m ²					
⑤ 建築物の構造	階数	地上2階	建築面積	1,000 m ²	延べ面積	2,000 m ²	
	壁	延焼のおそれのある外壁	RC造 (耐火構造)	柱	RC造 (耐火構造)	床	RC造 (耐火構造)
		その他の壁	RC造 (耐火構造)	はり	RC造 (耐火構造)	屋根	鋼 鉄 (不燃材料)
	窓	防火設備 防火戸(網入ガラス)	出入口	特定防火設備 防火戸(自閉式)	階段	RC造 (耐火構造)	
⑥ 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造	階数		建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
	建築物の構造概要						
の扱製造 概要設(取 備取	⑦ ミル循環タンク1基, 攪拌機2基, 反応窯1基						
タ二第令 概ン十一第 要ク号項九 のの第条	⑧ 軽量タンク(〇〇L)1基, 攪拌タンク(〇〇L)2基						
配管	⑨ SGP(配管用炭素鋼管) さび止め塗装		加圧設備	⑩ なし			
加熱設備	⑪ なし		乾燥設備	⑫ なし			
貯留設備	⑬ ためます, 排水溝		電気設備	⑭ 安全増構造			
換気、排出の設備	⑮ 強制排出設備4基		静電気除去設備	⑯ D種接地工事			
避雷設備	⑰ JIS-A4201:2003 保護角法		警報設備	⑱ 自動火災報知設備			
消火設備	⑲ 第4種消火設備(〇〇大型消火設備50型)4本 第5種消火設備(〇〇消火器10型)8本						
工事請負者 住所氏名	⑳ 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇工業(株) 担当 〇〇 〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
 3 令第9条第1項第20号のタンクにあっては、構造設備明細書（様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ）を添付すること。

一般取扱所を建築物の一部に設置する場合(危政令第19条第2項)の構造設備明細書は、次のとおり記入してください。

様式第4のイ (第4条、第5条関係)

① 製~~造~~所
一般取扱所 構造設備明細書

事業の概要		② 病院					
危険物の取扱作業の内容		③ 非常用発電機					
製造所(一般取扱所)の敷地面積		④ 20,000				m ²	
⑤ 建築物の構造	階数	地上1階	建築面積	75 m ²	延べ面積	75 m ²	
	壁	延焼のおそれのある外壁	RC造(耐火構造)	柱	RC造(耐火構造)	床	RC造(耐火構造)
		その他の壁	RC造(耐火構造)	はり	RC造(耐火構造)	屋根	鋼鉄(不燃材料)
	窓	なし	出入口	特定防火設備 防火戸(自閉式)	階段	なし	
⑥ 建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造	階数	地上4階	建築面積	1,000 m ²	延べ面積	4,000 m ²	
	建築物の構造概要	RC造(耐火構造)					
の扱(製)造(設)備(取)	⑦ 発電機 1基						
タ二第令 概ン十一第 要ク号項九 のの第条	⑧ サービスタンク(OOL) 1基						
配管	⑨ SGP(配管用炭素鋼管)さび止め塗装			加圧設備	⑩ なし		
加熱設備	⑪ なし			乾燥設備	⑫ なし		
貯留設備	⑬ ためます,排水溝			電気設備	⑭ 電気工作物に係る法令のとおり設置する		
換気、排出の設備	⑮ 自働強制排出設備1基			静電気除去設備	⑯ D種接地工事		
避雷設備	⑰ なし			警報設備	⑱ 自動火災報知設備		
消火設備	⑲ 第4種消火設備(OO大型消火設備50型)4本 第5種消火設備(OO消火器10型)8本						
工事請負者 住所氏名	⑳ OO県OO市OO丁目OO番OO号 OO工業(株) 担当 OO OO 電話OOO-OOOO-OOOO						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
3 令第9条第1項第20号のタンクにあっては、構造設備明細書(様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ)を添付すること。

※記入方法

各欄の該当がない部分は、斜線または「なし」等を記入し、空欄が無いようにしてください。

- ① 申請以外の区分を二重線で消す、若しくは該当する申請区分を○で囲むように記入してください。
- ② 事業の概要は、製造所等が設置されている事業所の主たる事業内容を記入してください。
- ③ 危険物の取扱作業の内容は、危険物の取扱い及びこれに伴う貯蔵等の概要を記入してください。
(例) ・溶剤、顔料等を混合し塗料(危険物)を製造する。
・非常用発電機
- ④ 製造所(一般取扱所)の敷地面積は、製造所等が設置される事業所の敷地全体の面積を記入してください。
- ⑤ 建築物の構造は、製造所等(建築物の一部に製造所等を設ける場合は、製造所等に係る部分)の面積等を記入してください。
建築物の構造は、危険物施設の建築物の構造等について次の(1)から(9)により記入してください。
 - (1) 工作物のみで、建築物がない場合は、 unnecessary欄は斜線で抹消し、「延べ面積」欄を敷地面積と訂正し、危険物製造所等の敷地面積を記入してください。
 - (2) 階数は、建築基準法施行令(以下「建基令」という。)第2条第8号に規定する階数(建築物の一部に製造所等を設ける場合は、製造所等が設置されている階数)を記入してください。
 - (3) 建築面積は、建基令第2条第2号に規定する面積を、延べ面積は建基令第2条第4号で規定する面積を記入してください。
なお、それぞれ小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入してください。
 - (4) 壁のうち延焼のおそれのある外壁は、危政令第9条第5号に規定する部分がある場合に該当する外壁の構造を記入してください。
 - (5) その他の壁は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入してください。
なお、括弧書で耐火構造、又は不燃材料の別を記入してください。
 - (6) 柱、床、はり、屋根は該当する構造を記入してください。
なお、上階を有する場合は、屋根の欄に上階の床の構造を記入してください。
 - (7) 窓は、建築基準法(以下「建基法」という。)に規定する耐火性能を記入してください。
なお、窓ガラスの材質等を括弧内に記入してください。
 - (8) 出入口は、外壁部分に設けられている出入口の材質(鉄製、アルミニウム製等)及び建基法に規定する耐火性能を記入してください。
 - (9) 階段は、構造を記入してください。
- ⑥ 建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造は、製造所等が設置される建築物全体の鉄筋コンクリート造等の構造を記入してください。
- ⑦ 製造(取扱)設備の概要は、製造所等に設置される危政令第9条第1項第20号に規定するタンク(以下「20号タンク」という。)以外の主な設備の種類及び数を記入してください。
設備が多数あり、欄内に記入ができない場合は、別紙のとおりと記入し、別紙として一覧表を添付してください。
- ⑧ 20号タンクの概要は、製造所等に設置される20号タンクの容量及び設置数を記入してください。
多数設置されており、欄内に記入ができない場合は、別紙のとおりと記入し、別紙として一覧表を記入してください。
なお、20号タンクは、タンクごとに別途構造設備明細書(様式第4のハ、4のニ、4のホ)を添付してください。ただし、20号タンクの種類及び容量が同一であれば、それぞれをまとめて記入することができます。
- ⑨ 配管は、製造所等で使用する全ての配管について材質、外面保護等を記入し、JIS規格番号又は材質記号を記入してください。
- ⑩ 加圧設備は、タンク又は設備内の危険物に対して外部から圧力をかける設備又は反応等により容器内部の圧力が高くなる設備を指しますが、記入欄には、加圧される危険物が収容される設備及び圧力等が確認できるよう簡潔に記入してください。
なお、原則として正圧、負圧において5キロパスカルを超えない設備は非対象となります。
(例) ・製造所で危険物を加圧混合機内で窒素により80キロパスカルに加圧する場合
⇒「攪拌混合機1基(窒素加圧80kpa)」
・一般取扱所で第1石油類と第2石油類等を反応釜で反応(常用圧力1.0メガパスカル)させる場合 ⇒「反応釜1基(反応圧1.0Mpa)」

- ⑪ 加熱設備は、タンク又は設備内の危険物に対して、外部から加熱する設備を指しますが、記入欄には加熱される危険物が収容される設備、加熱温度等の状態を確認できるよう簡潔に記入してください。
- (例) 製造所等で第3石油類を20号タンク内で蒸気ボイラーにより80度に加熱する場合
⇒「20号タンク1基(蒸気加熱80度)」
- ⑫ 乾燥設備は、危険物を乾燥又は蒸発(以下「乾燥」という。)させる設備機器を指しますので、欄には、乾燥される危険物、乾燥に用いる設備及び設置台数等を記入してください。
- (例) 赤外線ヒーター2基により第2石油類に該当する塗料を乾燥させる場合
⇒「塗料(第2石油類), 赤外線ヒーター2基(乾燥室)」
- ⑬ 貯留設備は、ためます、囲い等の拡散防止措置、油分離装置等を記入してください。
- ⑭ 電気設備は、危政令第9条第1項第17号が適用されることにより、電気設備に関する技術上の基準を定める省令(以下「電設基準」という。)に基づき設置される電気設備の種類、防爆構造の種別若しくは記号及び個数を記入してください。ただし、電気設備が多岐にわたる場合等は、総合的に捉えて、「電気工作物に係る法令のとおり設置する。」と記入することもできます。
- ⑮ 換気、排出の設備は、換気・排出の設備に分け、種別(自然換気、強制、自動強制)、設備種類、設置台数等を記入してください。
- ⑯ 静電気除去設備は、電設基準第19条第1項に定める接地工事の種類(D種接地工事等)、静電気除去装置等の設備の種類及び設置台数を記入してください。
- ⑰ 避雷設備は、JISA-4201で示される保護手法(回転球体法、保護角法、メッシュ法)及び受雷部を設置しない場合は、括弧書で他の建築物等の名称及び避雷設備の概要を記入してください。
- ⑱ 警報設備は、危規則第37条に規定する区分のうち、製造所等に設置されるものを記入してください。
- ⑲ 消火設備は、貯蔵所に設置される消火設備について、危政令別表第5に規定する区分、設備名、設置数等を記入してください。
- (例) 第3種消火設備(粉末消火設備)全域
(例) 第4種消火設備(粉末消火50型)1本、第5種消火設備(粉末消火3.5kg)5本
- ⑳ 工事請負者住所氏名は、工事請負者の住所、氏名(法人は、主たる事業所の所在地、法人名及び担当者名)及び連絡先の電話番号を記入してください。